

## 総合図書館別館ライブラリープラザ利用内規

令和2年4月1日改訂

総合図書館長裁定

### (趣旨)

第1条 この内規は、東京大学総合図書館規則第8条2項の規定に基づき、総合図書館別館ライブラリープラザ（以下、「ライブラリープラザ」という。）の利用について、東京大学総合図書館利用規則及びその他の関連規則に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (利用目的)

第2条 ライブラリープラザは、東京大学（以下、「本学」という。）における学習、教育及び研究に資する、次の目的で使用することができる。

- (1) セミナー、講演会、展示会等
- (2) グループ学習、ディスカッション、研究会等
- (3) 個人学習
- (4) その他総合図書館長が特に認めたもの

### (開室日・開室時間)

第3条 ライブラリープラザの開室時間は、総合図書館本館の開室時間に準ずる。開室日についても、本館と同様の手続きにより年間の予定を定めるものとする。

### (利用者)

第4条 ライブラリープラザを利用できる者は以下のとおりとする。

- (1) 本学の学生、研究生及び聴講生、教員及び職員
- (2) その他総合図書館長が特に認めた者

### (予約)

第5条 前条第1号の利用者は、次の各号に掲げる場合において、ライブラリープラザの一部を予約して利用することができる。この場合の利用において、前条にかかわらず学外者を参加者に含めることができる。予約に関し必要な事項は別に定める。

- (1) 第2条第1号の目的で利用する場合 マルチモニターを中心としたエリア
- (2) 第2条第2号の目的で利用する場合 大テーブルのうち総合図書館が指定したもの

### (利用上の遵守事項)

第6条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する内容、差別を助長するような内容の活動は行わないこと。
- (2) 特定の団体の宣伝、勧誘を目的とする活動は行わないこと。
- (3) 本学の公共性及び公益性を損なうおそれがある活動は行わないこと。
- (4) 営利を目的とする活動は行わないこと。
- (5) ライブラリープラザの施設、設備及び貸出機器を故意又は不適切な利用により損なわないこと。
- (6) 必要以上の大声や機器の騒音、予約対象外の場所の占有など、他の利用者の迷惑となる行為は行わないこと。
- (7) 予約時の申請書に記載された事項と異なる利用をしないこと。
- (8) その他ライブラリープラザの注意事項及び職員の指示に従うこと。

(利用の中止等)

第 7 条 総合図書館長は、次の各号に掲げる場合において、当該利用の中止又は退去を命じ、予約の取消を行う等、必要な措置を行うことができる。

- (1) 利用者が第 6 条各号に反する行為を行ったとき。
- (2) 総合図書館において安全管理上の事由が生じたとき。
- (3) 予約申請時に記載された事項が事実と反するとき。
- (4) その他総合図書館長が利用を適当でないと認めたとき。

2 前項の規定に基づき、利用の中止若しくは退去又は予約の取消に伴い損害が発生したとしても、総合図書館はいかなる補償も行わない。

(利用の停止等)

第 8 条 総合図書館長は、この内規に違反し、ライブラリープラザの運営に重大な支障を与えた個人又は団体に対し、利用の停止又は予約申請の停止等、必要な措置を行うことができる。

附 則

この内規は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。